

# 規則

第1条 この規程は、シェアハウス内の管理について定める。

第2条 入居を許可された者(以下、「入居者」という)は、この規程を誠実に守り、建物の保全と秩序の維持に努めなければならない。

第3条 入居資格者は、住居地・住宅事情等を考慮のうえ、管理者が認めた者とする。

第4条 入居期限は、入居者の事情を考慮して決定する。

第5条 入居を希望する者は「入居申請書」に必要事項を記入のうえ、管理者に提出する。

第6条 入居申請書が提出されたとき管理者は入居の必要性等を審査し、入居の可否を決定する。

第7条 入居を許可されたときは、入居誓約書を提出し、2ヶ月以内に入居しなければならない。  
所定の期間内に入居しないときは、許可を取り消すことがある。

第8条 入居者は、次の事項を誠実に守らなければならない。

- ① 建物、付属施設および備品を大切に扱うこと
- ② 居室の整理整頓と清潔を心がけること
- ③ 共用施設の整理整頓と清潔を心がけること
- ④ 盗難に注意すること

第9条 入居者は、次の事項を行ってはならない。

- ① 居室において、大掛かりな改裝を無断ですること
- ② 居室内に危険物を持ち込むこと
- ③ 建物、付属施設、備品に損傷を与えること
- ④ 他の住民に迷惑をおよぼす行為をすること
- ⑤ 所定の場所以外で火気を使用すること
- ⑥ 建物内において、許可なく政治活動・宗教活動をすること
- ⑦ 建物内において、家畜・鳥類を許可なく飼育すること
- ⑧ 異性の居室に立ち入ること
- ⑨ その他、前各号に準ずること
- ⑩ 許可なく外来者を宿泊させること

第10条 入居者は、防火安全について次の事項を遵守しなければならない。

- ① 火気、電気、ガスの取り扱いについて慎重を期すること
- ② 廊下、階段、非常口等に障害物を置かないこと
- ③ 安全装置、火災報知器、消火栓等の位置とその取り扱いを知ること

第11条 入居者は居室の使用料(以下、「室料」という)を前月 26 日迄に支払う。

第12条 室料の支払計算期間は、毎月1日から毎月末日までの 1 か月間とする。

第13条 徴収が不可能の場合は、管理者の指定した日まで支払うものとする。

第14条 入居にあたっては入居料を指定の期日までに納入する。退去時の返還はないものとする。

第15条 入居者が、付属施設および備品に損害を与えたときは、損害を与えた入居者に対し、損害の全部または一部 を弁償させる。

第16条 入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、その事由の発生後の 1 週間以内に退去しなければならない。

- ① この規則に違反し、退去を命令されたとき
- ② 生活状況・生活態度等を勘案し、管理者が入居者としての資格がないと認めたとき

第17条 自己の都合により退去を希望したときは「退去届」を退室日の 1 ヶ月前までに管理者に提出しなければならない。

第18条 入居者は退去するときは、「退去届」を退室日の 1 ヶ月前までに管理者に提出しなければならない。

第19条 退去にあたっては、居室について管理者の点検を受けるものとする。

規則は、令和2年3月1日から施行する。

＜履歴＞

令和2年3月 施行

令和3年11月 編集